

**【表紙】**

|                    |   |
|--------------------|---|
| 【提出書類】             | 訂正報告書                                       |
| 【根拠条文】             | 法第27条の25第3項                                 |
| 【提出先】              | 関東財務局長                                      |
| 【氏名又は名称】           | 弁護士 森下 国彦<br>〒107-0051                      |
| 【住所又は本店所在地】        | 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所 |
| 【報告義務発生日】          | 該当事項なし                                      |
| 【提出日】              | 平成27年10月1日                                  |
| 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 | 5名  |
| 【提出形態】             | 連名  |
| 【変更報告書提出事由】        | 該当事項なし                                      |

## 1【発行者に関する事項】

|           |             |
|-----------|-------------|
| 発行者の名称    | 太平洋セメント株式会社 |
| 証券コード     | 5233        |
| 上場・店頭の種類  | 上場          |
| 上場金融商品取引所 | 東京、福岡       |

## 2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者) / 1】

|               |   |
|---------------|---|
| 個人・法人の別       | 法人(株式会社)  |
| 氏名又は名称        | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社  |
| 住所又は本店所在地     | 〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング                                  |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 〒107-0051<br>東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所<br>弁護士 森下 国彦 |
| 電話番号          | 03(6888)-1000   |

## 2【提出者(大量保有者) / 2】

|               |   |
|---------------|---|
| 個人・法人の別       | 法人(株式会社)  |
| 氏名又は名称        | ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド (JF Asset Management Limited)                |
| 住所又は本店所在地     | 香港、セントラル、コーノート・ロード8、チャーター・ハウス21階                                      |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 〒107-0051<br>東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所<br>弁護士 森下 国彦 |
| 電話番号          | 03(6888)-1000   |

## 3【提出者(大量保有者) / 3】

|               |   |
|---------------|---|
| 個人・法人の別       | 法人(株式会社)  |
| 氏名又は名称        | JPモルガン証券株式会社  |
| 住所又は本店所在地     | 〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング                                  |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 〒107-0051<br>東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所<br>弁護士 森下 国彦 |
| 電話番号          | 03(6888)-1000   |

## 4【提出者(大量保有者) / 4】

|               |   |
|---------------|---|
| 個人・法人の別       | 法人(株式会社)  |
| 氏名又は名称        | ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (JP. Morgan Securities plc)               |
| 住所又は本店所在地     | 英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25                                 |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 〒107-0051<br>東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所<br>弁護士 森下 国彦 |
| 電話番号          | 03(6888)-1000   |

## 5【提出者(大量保有者) / 5】

|         |  |
|---------|--|
| 個人・法人の別 | 法人(株式会社)   |
| 氏名又は名称  | ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (JP.Morgan Clearing Corp.) |

|               |   |
|---------------|---|
| 住所又は本店所在地     | アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン スリー・メトロ・テック・センター                         |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 〒107-0051<br>東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所<br>弁護士 森下 国彦 |
| 電話番号          | 03(6888)-1000   |

### 3【訂正事項】

|                  |  |
|------------------|--|
| 訂正される報告書の報告義務発生日 | 平成25年4月15日(提出日:平成25年4月22日、大量保有報告書)   |
| 訂正内容             | 平成25年4月22日に提出をしました大量保有報告書(報告義務発生日:平成25年4月15日)について、以下の訂正がありましたので訂正報告書を提出致します。<br>1[提出者(大量保有者)/1]<br><br>(4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]:借入の相手方を1社から2社へ変更をする。 |

1[提出者(大量保有者)/1]

(4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

訂正箇所は「」で表示しました。

#### (訂正前)

(4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

消費貸借契約 Goldman Sachs 120,000株借入。  
投資一任契約の顧客による消費貸借契約に基づく借入、Goldman Sachs から 1,239,000株、当社が運用裁量権を有する口座に当該株券等が入庫されたもの。

#### (訂正後)

(4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

消費貸借契約 Goldman Sachs 120,000株借入。  
投資一任契約の顧客による消費貸借契約に基づく借入、Goldman Sachs から 540,000株、Deutsche から 699,000株、当社が運用裁量権を有する口座に当該株券等が入庫されたもの。